

第7号議案

令和7年度 社会福祉法人東平田福祉会 法人本部拠点事業計画について

地域における社会福祉法人として、健全な運営に努め、地域福祉の向上につながるよう、常に利用者のニーズを軸に置き、利用者には選ばれるサービスの提供、地域に根ざした実践をより一層推進する。

今年度は、任期満了による役員の改選の年にあたっており、これら事務がスムーズに行われるよう努める。

1 法人の運営

(1) 役員の改選

役員の任期は、定款第19条に「選任後2年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」と規定されていることから、6月の定時評議員会において理事・監事の選任を行う。

(2) 理事会の開催

理事会は、6月、9月、12月及び3月の年4回開催する。ただし、特別の必要があるときは前月に繰り上げることができる。その他、理事会は必要がある場合はその都度開催する。

(3) 評議員会の開催

定時評議員会は、毎会計年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(4) 監事監査の実施

監事監査は、5月に実施する。

(5) 評議員選任・解任委員会の開催

理事会の決議に基づき開催する。

(6) 苦情解決第三者委員会の開催

苦情解決のため第三者委員による会議は、必要に応じ開催する。

(7) 調整会議の開催

各事業所の事業計画の進捗及び収支状況等の確認並びに課題等について検討・調整を行うため、原則毎月1回調整会議を開催する。（構成：理事長、所長、園長、施設長、事務長）。

2 各種研修会等への参加

(1) 酒田市法人保育園・認定こども園連絡協議会研修会総会及び役員研修会等への参加。

(2) その他

4 職員配置

職名	氏名	勤務形態	業 務
事務長	堀由美子	常勤兼任	理事長の命を受け、法人運営、施設管理等統括
事務員	宇佐美輝子	常勤兼任	理事会、評議員会等会議関係事務、各種申請及び報告事務、経理その他庶務全般
事務員	佐藤麻衣	常勤専任	理事会、評議員会等会議関係事務、各種申請及び報告事務、経理その他庶務全般

第8号議案

令和7年度 社会福祉法人東平田福祉会 東平田保育園拠点事業計画について

1 基本理念

出逢う全ての人と共に「生きる力」を育む豊かな大地

～恵まれた自然の中、私たちは土となり、一人ひとりの芽を育みます～

2 保育方針

(1) あたたくかく受けとめ『生きる力』を育みます

(子どもたちの芽を育みます)

(2) 保護者の方の思いを受け止め、喜び合います

(悩みや喜びも一緒に考えます)

(3) 優しい気持ちや、温かなつながりを大切にします

(世代を超えてつながります)

(4) 保育者自身も成長します

(日々挑戦して成長します)

3 保育目標

(1) 明るく元気でたくましい子ども

・・・心身共に健康で明るい子どもに育てる

(2) 温かく思いやりのある子ども

・・・友だちと仲良くできる優しい子どもに育てる

(3) 感性豊かな子ども

・・・自然の中で活動したり、喜んだり、感じたこと、思ったことが表現できる子どもに育てる

4 経営ビジョン

(1) 一人ひとりの子どもの幸せを第一に考える

(2) 地域ぐるみで子育てを応援する

5 人事ビジョン

(1) 自ら積極的に働きかけ仲間と切磋琢磨し互いに成長し合う人

(2) 子どもの心のすぐそばにそっと寄り添う人

(3) 周囲の人たちの気持ちを動かす力を持つ人

(4) チャレンジ精神を持ち様々なアイデアを保育に生かす人

6 特別保育事業

(1) 早朝保育、延長保育

(2) 一時預かり保育

(3) 療育支援保育

年齢・標準・短時間・月別園児数

	4歳児以上		3歳児		1・2歳児		0歳児		合計
	標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間	
4月	9	2	2	0	10	0	1	0	24
5月	9	2	2	0	10	0	2	0	25
6月	9	2	2	0	10	0	2	0	25
7月	9	2	3	0	10	0	3	0	27
8月	9	2	3	0	10	0	3	0	27
9月	9	2	3	0	10	0	3	0	27
10月	9	2	3	0	10	0	4	0	28
11月	9	2	3	0	10	0	6	0	30
12月	9	2	3	0	10	0	6	0	30
1月	9	2	3	0	10	0	6	0	30
2月	9	2	3	0	10	0	6	0	30
3月	9	2	3	0	10	0	6	0	30

年齢・地区別/園児数 (4月1日現在)

地区別	5歳児		4歳児		3歳児		2歳児		1歳児・0歳児		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
関	1						1				2
境興屋											0
北境			2					1			3
寺内		1									1
金生沢				1							1
矢流川		2					1				3
大平									1		1
生石				1		1	2	1		1	6
横代					1						1
滝野沢											0
駅東										1	1
日ノ出町	1							1			2
こあら	1										1
東大町										1	1
勝保		1									1
小計	3	4	2	2	1	1	4	3	1	3	24
合計	7		4		2		7		4		24

※途中入所予定

平田中野俣 0歳児1名 (5月～)

寺内 0歳児1名 (11月～)

横代 0歳児1名、3歳児1名 (7月～)

勝保 0歳児1名 (11月～)

横代 0歳児1名 (10月～)

年間行事予定表

月	行事等
4月	入園式 交通安全教室 園外保育
5月	保護者会総会 親子旅行 園外保育
6月	英語教室 園児健診（眼科・歯科・内科・耳鼻科検診） スイミング教室
7月	プール開き 七夕まつり 英語教室 夏まつり
8月	スイミング教室 プール納め
9月	運動会 スイミング教室
10月	交通安全教室 英語教室 ハロウィンパーティー スイミング教室
11月	保育参観 英語教室 七五三参り
12月	クリスマス発表会 園児健診（内科）
1月	卒園記念写真撮影
2月	豆まき 交通安全教室
3月	ひなまつり おわかれパーティー 卒園式

※毎月実施 誕生会・身体測定・避難訓練

職員配置状況

No	職名	氏名	資格	担当
1	園長	阿部 純子	保育士	管理職
2	主任	門脇 早美	保育士	2歳児クラス
3	調理師	佐藤 由香	調理師	給食/食育リーダー
4	調理師	伊藤 亜紀	調理師	給食/食物アレルギーリーダー
5	主任補佐	菅原 綾紗	保育士	5歳児クラス/3歳以上児保育実践リーダー
6	保育士	生石 由香	保育士	0.1歳児クラス/乳児・未満児保育リーダー
7	保育士	佐藤 明日香	保育士	3.4歳児クラス/安全管理・保健衛生リーダー
8	保育士	飯塚 紀佐子	保育士	フリー/一時預かり保育専任
9	保育助手	大倉 枝里	無	0.1歳児クラス
10	保育助手	佐藤 由美	無	0.1歳児クラス
11	保育助手	高橋 ひなた	無	0.1歳児クラス
12	運転手	齋藤 修	中型2種	園バスの運転・管理
13	バス補助員	齋藤 浩子	保育士	送迎バス補助

令和7年度社会福祉法人東平田福祉会あずま拠点事業計画について

I デイサービスセンターあずま事業計画

1 事業の目的

デイサービスセンターあずま（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス及び通所型サービスA）（以下「通所型サービス」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護師、介護職員等の従事者（以下「従業者」という。）が要介護状態、または介護予防・日常生活支援総合事業対象者にある高齢者に対し、適正な指定通所介護及び指定第1号通所事業を提供することを目的とする。

2 運営方針

- (1) 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め入浴、排泄、食事の介護等、日常生活上必要な介護及び機能訓練を行う。
- (2) 事業対象者は、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、要支援状態等からの自立促進や重度化予防を図る。また、個人の目標に向けての取り組みなど生き生きと自分らしく健康で暮らせるよう生活機能の積極的な改善や現状維持のための運動・アクティビティ等必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、心身機能の回復を図り、生活機能の維持または向上を目指すものとする。
- (3) 生活上さまざまな課題を抱える高齢者やその家族が抱えている介護に対する不安や負担に対して適切な支援を行う。
- (4) 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療、福祉サービス、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。また、地域包括ケアシステムとしての「医療・介護の連携」や「認知症への早期の対応」等に向けて、必要となる体制の構築を見据えた総合的なサービスの提供に努め事業展開を推進する。
- (5) 具体的な目標を持ち介護予防に取り組む意欲のある人を対象として、酒田市すこやかマスターズ介護予防事業を市より受託し、認知症予防・閉じこもり予防・運動器の機能向上に努め、要支援状態等への移行を防ぎ、新たな自己表現や生活の質の向上につながる取り組みを行う。

3 利用者の処遇計画

個々の能力に応じた利用者本位のサービス提供に努め、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援するため、居宅サービス計画に基づいた個別通所介護計画を立て援助を行う。また、総合事業対象者においても、心身の状態を踏まえ、自立支援に向けたサービス提供に努め、自立促進や目標に向けての取り組みを行い、生き生きと自分らしく暮らせるよう

サービス計画に基づいた個別計画を作成、サービス提供の援助を行う。

(1) 相談援助と生活指導

利用者の生活環境や心身の健康状態の程度に応じて適切な処遇サービス相談や生活指導を集团的、個別的に実施する。

(2) 健康管理と看護

高齢者特有の健康状態を常に意識し、送迎時をはじめ施設内での健康チェックや健康保持、管理にあたる。また、ご家族や関係機関との情報共有を行い連携を図る。

(3) 送迎サービス

送迎サービスは、安全を重視し身体状況に適した個別援助を行い、希望時間等に関してはできる限り支援する。

(4) 入浴サービス

入浴サービス提供の際は、常に利用者の健康状態や心身状態等に細心の注意を払い、また、ご家族や医療等の関係機関との連携を図りながら、個別による健康増進衛生管理に向け安全に行う。

(5) 食事サービス

嗜好を取り入れ、また制限や歯の状態、嚥下状態を把握し、個々に合わせた食事メニューとなるように努め、衛生管理、栄養管理のもと、バランスの取れた食事サービスを行う。

(6) 個別機能訓練（運動器機能向上訓練）、日常生活動作訓練

利用者が虚弱な高齢者であることに十分配慮し、機能訓練指導員（看護師）、介護職員等が個別機能訓練計画（運動器機能向上訓練計画）を作成・評価を継続し、要介護度の重度化防止を行う。

(7) 行事・レクリエーション

利用者の趣味、音楽、娯楽、季節感等を取り入れたレクリエーションを集团的、個別的の計画を立て積極的に参加できるように努める。また保育園、地域ボランティアの参加を呼びかけ交流の促進を図る。

(8) 介護予防サービス

食事、入浴といった日常生活上の共通的なサービスのほか、その人の目標とする生活に合わせたサービスの提供を計画的に実施し、要介護状態となることを予防する。

(9) 緊急時における対応方法

利用者の病状急変、その他緊急事態が発生した場合は、速やかにご家族、主治医、担当ケアマネジャーに連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(10) 防災、避難及び安全対策（非常災害時の安全対策）

非常災害時に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行う。

(11) 感染予防対策の意識の向上と、感染症まん延防止対策

新たな感染症への対策など情報を収集し、職員への周知に努める。感染症の発生やまん延をしないよう、必要な措置を行う。利用者の異常の早期発見に努め、必要時は感染対策マニュアルに沿った対応を行い、感染拡大防止に努める。

(12) 感染症や災害への対応力強化

BCP（事業継続計画）に基づき、研修やシミュレーション等の訓練の計画を行い、実施する。

(13) 安全衛生管理

事業所における安全衛生管理規定に基づき自主的に取り組む。

(14) 記録の整備

通所介護及び通所型サービスに関して、次の記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- ① 通所介護計画書、通所型サービス計画書
- ② 具体的なサービス内容の記録
- ③ 市町村への通知に係る記録
- ④ 苦情の内容及び対応に関する記録
- ⑤ 事故発生の状況及び事故の際とった処置についての記録

(15) 法人内において、虐待防止検討委員会、感染対策委員会、事故対策委員会を定期的開催し、原因究明と再発防止の体制構築を行う。

(16) 虐待防止に関する事項

虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを地域包括支援センター、酒田市に通報するものとする。

(17) 身体拘束等の原則禁止

利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

(18) 法令順守

介護保険法令、職員倫理、行動規範を遵守し、東平田福祉会職員としての自覚を持ち、ご利用者、ご家族、その他関係機関に対し、個人情報保護の基本方針に従い適切に対応する。

4 利用料金（介護報酬告示額）

介護保険の適用がある場合は、原則として介護保険負担割合証に記載されている割合によって利用料金は異なる。

(1) 通所介護

（単位：円）

サービス内容略称	自己負担額 (割合証「1割」の場合)	備 考
通所介護 I 1	658	1回につき（要介護1）
通所介護 I 2	777	1回につき（要介護2）
通所介護 I 3	900	1回につき（要介護3）
通所介護 I 4	1,023	1回につき（要介護4）
通所介護 I 5	1,148	1回につき（要介護5）
通所介護個別機能 訓練加算（I）イ	56	1日につき（専ら機能訓練指導員等を配置し多職種が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、実施した場合）

通所介護入浴介助加算 (I)	40	1日につき (入浴介助を行った場合)
通所介護サービス提供体制加算 (I)	22	介護福祉士の有資格者を全体の70%以上配置している場合
介護職員処遇改善加算 (III)	月額	所定単位数の80/1000

(2) 介護予防通所介護相当サービス

(1 か月あたりの利用料) (介護報酬告示額)

区 分	利用回数	自己負担額 (割合証「1割」の場合)
通所型独自サービス I 1	月額	1,798円
通所型独自サービス I 2	月額	3,621円
通所型独自サービス提供体制加算 I 1 (I)	月 額	88円
通所型独自サービス提供体制加算 I 2 (I)	月 額	176円
通所型独自サービス処遇改善加算 III	月 額	所定単位数の80/1000

(3) 通所型サービス A

(1 か月あたりの利用料) (介護報酬告示額)

区 分	利用回数	自己負担額 (割合証「1割」の場合)
通所型独自サービス 1	週 1 回程度 (月 5 回まで)	567円
通所型独自サービス 1・送迎片道	事業所が送迎を行わない場合	496円
通所型独自サービス 1・送迎往復	事業所が送迎を行わない場合	426円
介護職員処遇改善加算 1	週 1 回程度	26円
通所型独自サービス 2	週 2 回程度 (月 6～10 回まで)	574円
通所型独自サービス 2・送迎片道	事業所が送迎を行わない場合	504円
通所型独自サービス 2・送迎往復	事業所が送迎を行わない場合	433円
介護職員処遇改善加算 2	週 1 回程度	26円

(4) その他の費用 (全額自己負担)

- ① 食 費 600円
- ② 入浴費 450円 (通所型サービス)

5 事業実施日

(1) 月曜日から土曜日までとする

(2) 年末年始休業 12月31日～1月3日まで

6 営業時間
午前8時30分～午後5時15分

サービス提供時間（7時間以上8時間未満）
午前8時30分～午後4時10分

7 事業の実施地域
酒田市内

8 1日の利用者定員数
25名（通所介護及び介護予防通所介護及び介護予防通所型サービス）

9 職員配置の状況

No.	職名	氏名	常勤/ 非常勤	専任/ 兼任	資格等	備考
1	管理者	堀 由美子	常勤	兼任	社会福祉主事任用 介護福祉士	
2	管理者補佐兼生活 相談員兼介護職員	兵藤 いく	常勤	兼任	社会福祉主事任用 介護福祉士	
3	生活相談員 兼介護職員	齋藤 学	常勤	兼任	社会福祉主事任用 介護福祉士	
4	介護職員	後藤 弘美	常勤	専任	介護福祉士	
6	介護職員	夫戸 理恵	常勤	専任	介護福祉士	
5	介護職員	池田 里香	常勤	専任	介護福祉士	
6	看護師	高橋 博子	常勤	専任	准看護師	
7	看護師	佐藤 ゆり	非常勤	専任	看護師	
8	介護職員	佐藤 理香	非常勤	専任	介護福祉士	
9	調理員	庄司 恵美	非常勤	専任	調理師	
11	調理員	梶原 英子	非常勤	兼任	調理師	

令和7年度 デイサービスセンターあずま 年間レクリエーション、行事計画

※感染症対策として、行事や交流が変更または中止になる場合あり。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
行事	お花見ドライブ 行事食	新緑ドライブ 避難訓練 行事食	おやつレク	七夕会 (7月上旬) 行事食	夏祭り	敬老会 行事食
レクリエーション	ものまねかるた 紙芝居 ビンゴゲーム 足玉入れ 落とし穴に注意 ボーリング カードゲーム 他随時計画	ロープウェイ DAMカラオケ、体操 割りばし出しゲーム 箱積み もぐら叩き 魚釣りゲーム スリッパ飛ばし 他随時計画	蹴ってカーリング ボールスライダー ストラックアウト お箸上手 ペットボトルキャップパズル ロープウェイ ゲートボール 他随時計画	七夕レク 制作活動 ものまねかるた 棒体操、リレーゲーム 足玉入れ 脳トレ タオルスロー 他随時計画	お玉リレー ローラー転がし カードゲーム ボールスライダー ゲートボール 輪投げ DAMカラオケ、体操 他随時計画	ペットボトルキャップパズル 紙芝居 右へ左へ玉転がし 的あてゲーム ボーリング 赤玉青玉透視ゲーム ロープウェイ 他随時計画

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
行事	紅葉ドライブ 避難訓練	あずま文化祭 東平田文化祭、出品	クリスマス忘年会 行事食	新年会 正月遊び 行事食	節分(豆まき)	ひな祭り会 行事食
レクリエーション	ボーリング 足玉入れ もぐら叩き お手玉リレー ゲートボール 落とし穴に注意 スリッパ飛ばし タオルスロー 他随時計画	サイコロサッカー ペットボトルパッティング 箱積み 足玉入れ ローラー転がし 輪投げ 紙芝居 ものまねかるた 他随時計画	DVD鑑賞 タオルスロー 的あてゲーム お玉リレー 割りばし出しゲーム コップタワー DAMカラオケ、体操 もぐらたたき 他随時計画	かるた だるま落とし 福笑い 運試し カードゲーム 言葉探しゲーム ロープウェイ 落とし穴に注意 他随時計画	的あてゲーム ローラー転がし コップタワー 魚釣りゲーム 足玉入れ 紙芝居 ボール体操 ボール運び ボトル立てゲーム 他随時計画	リレーゲーム 言葉探しゲーム もぐらたたき 割りばし出しゲーム ゲートボール シュートゲーム 箱積み ボールとリング 他随時計画

<p>【会議等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主任会議 (月1回) ・ケアカンファレンス (随時) サービス担当者会議 (随時) ・給食会議 (月1回) ・職員ミーティング (毎日) ・酒田市サービス事業者連絡協議会 (通所部会・年2回) ・酒田市地域包括支援センターひがし(主催ブロック研修参加) ・酒田市自立支援会議 ・虐待防止検討委員会、感染対策委員会、事故対策委員会 	<p>【地域交流】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「あずま通信」発行 (年2回) ・デイ便りの発行 (毎月) ・東平田保育園交流 ・平田小学校生徒交流等の受け入れ ・職場体験・実習生などの受け入れ ・行事などのボランティアの受け入れ・要請 ・地域の自治会、サロンへ講師協力
<p>【防災計画等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災避難訓練 (年2回・5月 10月) ・BCPの研修、シミュレーション等の訓練 ・消防用設備点検 (年2回) ・緊急時における職員招集訓練 ・その他消防研修・講習会への参加 ・安全運転管理者研修 (年1回) 	<p>【安全衛生管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員健康診断 (年1回) ・アルコールチェック (運転者の運転前後) ・安全衛生管理自主点検、車両点検 (毎日) ・ストレス、血管年齢測定
	<p>【環境整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温度、湿度、明るさの調整 ・施設内外の清掃、消毒

1 利用者状況

【東平田地区】

自治会名	男性	女性
関	1	6
横代		1
境興野	4	2
寺内		3
北境	3	2
金生沢	1	5
矢流川		4
生石		4
滝野沢	1	
大平	1	1
計	11	28
合計	39	

【中平田地区】

自治会名	男性	女性
大多新田		2
手蔵田		3
熊手島	1	1
小牧	1	1
勝保		1
計	2	8
合計	10	

【北平田地区】

自治会名	男性	女性
新青渡	1	1
漆曾根		3
布目		1
中野曾根		1
上興野	1	
荻島	1	
計	3	6
合計	9	

【市内・その他】

いません

登録者数 58 名

令和7年3月1日現在

2 要支援、要介護度別人数区分

要支援	人数
要支援 1	0 名
要支援 2	6 名
事業対象者	0 名

要介護	人数
要介護 1	14 名
要介護 2	23 名
要介護 3	13 名
要介護 4	0 名
要介護 5	2 名

合 計 58 名

第9号議案

令和7年度 あずま指定居宅介護支援事業所 事業計画

1 事業の目的

あずま指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う居宅介護支援及び介護予防支援を含む介護予防ケアマネジメントの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が事業対象者や要支援または要介護状態の利用者に対し、適正な指定居宅介護支援及び指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供することを目的とする。

2 運営の方針

- (1) 要介護の状態となった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じケアマネジメントを提供し、要介護度の重度化予防を行い、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- (2) 事業対象者や要支援状態の利用者の介護予防ケアマネジメントにおいては、利用者の自立支援に資するよう心身機能の改善だけでなく、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような居場所に通い続けるなど、「身体機能」「活動」「参加」にバランスよくアプローチしていく。
- (3) 利用者の心身状況、その置かれている家族の状況・環境等に応じて、利用者の選択に基づき、保健・医療・福祉サービス等多様な事業者から、総合的かつ効率的な連携を密にして提供されるよう配慮して行う。また、苦情等への早急な対応を図る。
- (4) 指定居宅介護支援及び指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- (5) 事業運営にあたっては、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、地域関係者等との連携や資質向上に努め、地域包括ケアを推進する。
- (6) 主任介護支援専門員を配置し、質の高いケアマネジメントの実施と人員配置要件の強化や人材育成の実務実習協力体制整備等と研修を行い、特定事業所として業務を行う。

3 居宅介護支援の提供方法及び内容

- (1) 高齢者福祉サービス・福祉事業に関する紹介・説明及び総合相談。
- (2) 個々のニーズに合ったケアプランの作成、介護予防ケアマネジメントの作成。
 - ・利用者や利用者を取り巻く環境等の情報収集、把握、課題の確認、分析
 - ・居宅サービス計画及び介護予防サービス計画及び介護予防マネジメントの作成と居宅サービス事業者、予防サービス事業者との連絡調整
 - ・経過観察、再評価(利用者状況の把握)
- (3) 給付管理
介護保険を使って受けられるサービスについて実際にサービスが受けられる範囲やサービスの種類等について調整し、またサービスが計画通りに提供されたかなどを確認して、給付管理を行う。
- (4) 要介護(要支援)認定の協力、援助
利用者が、要介護認定や要支援認定の変更や、見直しを行う認定を受けるための、申請代行や、その他の必要な援助を行う。

4 職員の職種、員数及び職務内容

(1) 事業所に勤務する職員の職種及び員数は次の通りとする

- 管理者兼主任介護支援専門員 1名 (業務管理と自らも介護支援専門員業務に当たる)
- 介護支援専門員 4名 (居宅介護支援及び介護予防支援の提供に当たる)

(2) 事業所に勤務する職員の職務は次の通りとする

①信頼関係の構築

・自立支援に向けたサービス計画を策定するにあたり、利用者や家族の意向を尊重し、十分な説明及び傾聴を心がけ信頼関係の構築に努める。

②利用者本位のケアプランの充実

・住み慣れた地域での生活が安心して継続出来るよう、利用者の意向を尊重しながら、介護保険サービス・インフォーマルサービス等を総合的かつ効果的に提供されるよう配慮し、課題を見極め、適切な自己選択により利用者本意のケアプランが作成できるよう努める。

・終末期の利用者のマネジメントは医療と介護の連携を強化し、人生の最期を迎えられるよう努める。又、障害のある利用者においては障害福祉との連携、その他世帯に対しての支援、相談を行う。

③介護支援専門員としての資質・専門性の向上

・利用者の多様化するニーズに対応できるよう、各種研修等への積極的な参加により専門知識を広め、日々の自己点検により適切なケアマネジメントを行えるよう自己研鑽に努める。

④事業所としての資質向上

・特定事業所として法令遵守し、利用者の情報共有・カンファレンス等を定期的(週1回)に行い事業所全体でケースのケアへの取り組みを行う。

・ICT等を活用して事業所間および多職種間の連携の強化、本人の状態に合った適切なケアの提供など、業務の効率化とともにサービスの質の向上につながるよう努める。

⑤尊厳の尊重

・利用者の人権擁護、虐待防止の観点から虐待の発生または再発を予防するための指針に基づき、指針に沿った対応を行う。

・ハラスメント防止に関するマニュアルに基づき、職員の職業環境が害される事を防止する。

・利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

⑥防災・安全対策

・法人内において虐待防止委員会、感染症対策委員会、事故対策委員会を定期的で開催し、原因の究明と再発防止の体制を構築する。

・感染症や自然災害への対応力強化。BCP(事業継続計画)に基づき、研修やシミュレーション等の訓練等を行い、実践に繋げる。

⑦相談・苦情、個人情報等への対応

・利用者、家族等からの苦情などに適切に対応し改善を実施していく。

・個人情報については、法人の基本方針、利用目的に基づいた取り扱いを実施する。

⑧コンプライアンス(法令遵守)

・東平田福祉会職員としての自覚を持ち、介護保険法令、職員倫理、行動規範を遵守し、基本方針に従い適切な対応をとる。

5 営業日

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする（但し、祝日、12月29日から1月3日までを除く）
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする（但し、夜間・休日の緊急時または希望時の対応可）

6 事業の実施地域

実施地域は酒田市とする。

7 利用料金

自己負担なし。

8 介護報酬 <介護報酬告示額>

(1) 居宅介護支援費（Ⅰ-i）

<取扱件数が45件未満の場合>

・要介護1・2 1,086単位/月 ・要介護3・4・5 1,411単位/月

① 初回加算 300単位/月

② 特定事業所加算Ⅱ 421単位/月

③ 入院時情報連携加算

ア 入院時情報連携加算Ⅰ 250単位/月（入院当日まで情報提供）

イ 入院時情報連携加算Ⅱ 200単位/月（入院3日以内に情報提供）

④ 退院・退所加算

ア 連携1回 カンファレンス無 450単位/月 カンファレンス有 600単位/月

イ 連携2回 カンファレンス無 600単位/月 カンファレンス有 750単位/月

⑤ 通院時情報連携加算 50単位/月

⑥ 緊急時等居宅カンファレンス加+算 200単位/月

⑦ ターミナルケアマネジメント加算 400単位/月

(2) 介護予防支援費（Ⅱ） <介護報酬告示額>

① 要支援1・2 472単位/月

② 初回加算 300単位/月

(3) 介護予防マネジメント費 <介護報酬告示額>

9 職員配置状況

職名	氏名	常勤/非常勤	専任/兼任	資格
管理者兼介護支援専門員	渡部 匠	常勤	兼任	主任介護支援専門員
介護支援専門員	橋本 由美子	常勤	専任	介護支援専門員
介護支援専門員	池田 祐三子	常勤	専任	介護支援専門員
介護支援専門員	工藤 まどか	常勤	専任	介護支援専門員
介護支援専門員	佐藤 朋子	常勤	専任	介護支援専門員

第10号議案

令和7年度 特別養護老人ホーム拠点事業計画

1 基本方針

介護老人福祉施設として、要介護者の心身の状況に応じて適切なサービスを提供することを旨とし、入居者一人ひとりの思いや人格を尊重し、常にサービスを受ける方の立場に立った介護事業を実施する。

サービスの提供においては、施設サービス計画（ケアプラン）に基づき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、介護、相談及び援助、機能訓練、健康管理を行い、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする。

以上のことを踏まえ、次のような基本姿勢に基づき、生活支援サービスを実施する。

(1) 入居者の能力に応じた日常生活を実現するための支援

入居者個々の特性や人格を尊重し、常に入居者のよき理解者であり、入居者の思いに寄り添ったサービスを提供していくものとする。

また、心の通う支援を通して、入居者と職員間の信頼関係を深めるとともに、家族や地域との交流を図り、安心して生活できるように努めるものとする。

(2) 支援能力の向上

入居者の高齢化や重度化に対応するため、研修等を通して職員の知識と介護技術の向上を図り、入居者が安全で快適な生活を過ごせるよう支援サービスに反映する。

さらに、医療、保健をはじめ関係市町村、地域住民、関係団体との連携を深め、支援の向上を図る。

また、全職員が施設の運営の基本方針、事業内容を理解し、職務の役割と責任を自覚し、組織的運営を図る。

(3) 地域との交流

地域における高齢福祉サービスの拠点として、地域社会との交流や地域住民の参加を積極的に受け入れ、地域住民の期待に応えられる施設運営を行う。また、社会福祉法人としての地域における公益的な活動を行い地域貢献に取り組む。

2 今年度の重点事項

(1) ケアプランに基づいた生活支援

① ユニット職員は、入居者のADL、健康、生活全般の観察を通じた状態の変化と現況の把握に努める。

② 作成されたケアプランは、ユニットの全職員への周知徹底を図り、統一したケアの提供に努める。

(2) 安心・安全・快適な生活環境の整備

① ユニット内の定期的な整理・整頓の実施。

② 定期的な安全設備の点検実施。

③ 車いす、食堂等の定期清掃の実施。

(3) 身体拘束廃止推進に向けた取り組み

① 家族の承諾に基づく身体拘束であっても定期的な身体拘束の廃止に向けた取り組みを推進する（身体拘束廃止委員会）。

② 身体拘束廃止推進に向けた研修等の充実を図る。

(4) 潤いのある日常生活の提供

- ① 季節感を味わうこと、気分転換を図ることを目的に入居者とユニット職員との外出行事の機会を増やし、信頼関係を深める。
 - ② 年中行事等に地域ボランティアの参加を求め、行事等の内容を充実する。
 - ③ 東平田保育園の協力のもと、園児との交流を図る。
 - ④ 日常生活の中で時間を有効活用し、楽しみが持てる余暇活動を心がける。
- (5) ボランティアの積極的な受け入れ
幅広いボランティアを受け入れ、地域との交流を促進し、日常生活の活性化を図る。
- (6) 職場内外の研修
職場内外の研修を通して介護技術の向上を図る。
- (7) 経営改善の取り組み
- ① 空床発生から次入所者の決定までのタイムラグを可能な限り短縮し効率化を進めるとともに、一人でも多くの希望の方が入所できるよう対応に努める。
 - ② 介護報酬改定に伴う新規加算の算定や、今まで算定してなかった加算の見直し等を行い、安定した施設運営に取り組む。
 - ③ 特養の入院による空床を補うため、併設空床型のショートステイを活用し、有効利用につなげる。
 - ④ ショートステイは、各居宅介護支援事業所に事業を積極的に通知し知名度を高める。

3 事業実施計画

(1) 事業内容

- ① 生活支援
- ② 食事
- ③ 健康管理
- ④ 環境衛生管理

(2) 事業規模

- ① 特別養護老人ホーム 29床
- ② ショートステイ 12床

(3) 居室の決定

- ① 入居時の居室については、施設の基準により決定する。
- ② ショートステイについては、ショートステイの居室とする。
- ③ 入居者の心身の状況の変化に合わせて、定期的に居室の見直しを行う。見直しにあたっては入居者一人ひとりの心身の状況を十分に勘案し、慎重に行う。

4 支援事業

(1) 支援基本姿勢

福祉サービス提供の基本方針を次のように定める。

- ① 施設介護サービス計画の作成は、アセスメントによって気づいた課題についての解決策を実現するために必要な日常生活のサービス計画を立案する。
- ② 一人ひとりの特性や人格を尊重し、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援する。
- ③ 一人ひとりの生活の質を高め、入居者が安全で快適な生活を過ごせるよう支援する。
- ④ ショートステイについては、在宅介護との連携を意識した支援をする。

(2) 支援目標

① 生活支援サービスの充実

入居者の心身の状況や本人の意向を尊重しながら、食事介助、入浴介助、排泄介助等生活支援サービスを行う。

ア 食事介助

食事時間を楽しく過ごせるよう、次の点に留意した介助を行う。

- ・入居者の目線に合わせた介助・入居者のペースに合わせた介助

イ 入浴介助

更衣や入浴中のプライバシーを確保し、くつろいだ雰囲気の中で入浴できるような支援を行う。入浴回数は、週2回以上入浴できる体制をとる。また、やむを得ない場合は、清拭を行う。

ウ 排泄介助

入居者の心身の状況に応じ、個々の人間性を尊重しながら排泄の自立をを促す。また、おむつを使用せざるを得ない入居者には、排泄の自立を図りながら、適切な紙おむつを使用する。

エ 健康管理

入居者一人ひとりが心身ともに健康で、充実した日常生活が送れるよう、個別ケアプランに基づき、入居者個々の状態の変化に応じた健康管理に努める。

入居者の身体的、精神的状況の把握に努め、状態の変化が生じたときは、囑託医師や協力医療病院との連携の下適切に対応する。

オ 安全な生活のための環境の整備

入居者一人ひとりが安心して生活ができるよう、転倒防止、設備・備品等の安全管理を行い、物品の整理整頓及び介護機器等の十分なメンテナンス等、環境整備に努める。

カ 年間行事等

単調になりがちな日々の生活にゆとりと潤い、四季を感じながらの生活ができるよう季節の行事を実施するとともに、クラブ活動や趣味の活動を実施し、入居者が楽しく参加できるようにする。

さらに、地域との交流に力を注ぐとともに、地域の学校をはじめとする団体、組織等、個人による施設訪問やボランティアを積極的に受け入れ、入居者の日々の生活をよりバラエティに富んだものにする。

また、夏まつりの行事を地域や家族とのふれあいの場として実施する。

月	行事等	月	行事等
4月	お花見、地区まつり	10月	紅葉ドライブ
5月		11月	
6月	あじさい見学	12月	クリスマス会、忘年会
7月	七夕会	1月	新年会
8月	夏まつり	2月	節分(豆まき)
9月	敬老会	3月	ひな祭り会

5 入居者の日課（標準的な日課）

時 間	内 容
6:30～	起床（整容、更衣）
7:30～8:30	朝食
10:00～11:30	レクリエーション、水分補給、入浴、排泄
11:45～13:00	昼食
14:00～17:00	体操、入浴、排泄、余暇活動
15:00～	おやつ
17:45～18:45	夕食
20:00～	入眠介助（更衣）、排泄、体位交換
21:00～	消灯

6 管理・運営

(1) 会議

日々の支援と入居者と職員間、職員相互の人間関係、さらに各職種の業務を円滑に、また、合理的な施設の管理・運営を進めるために意見交換や検討を行い、職員の意思を反映させながら良い施設づくりを進める。

① ユニットリーダー会議

特養あずまの各ユニットリーダーを構成員とし、入居者の情報共有、職員相互の信頼関係を構築するとともに、課題及び調整などを確認し業務改善を行う。

(2) 委員会等

① 入居検討委員会

特養あずまの入居指針に基づき、関係専門職員等で構成する委員会（原則2カ月に1回開催）を設置し、入居所の判定を行う。

② 運営推進委員会

利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員、地域包括支援センターの職員、その他知見を有する者で構成する委員会を設置、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、地域に開かれたサービスにし、サービスの質の確保を図ることを目的に2カ月に1回開催する。

③ その他の委員会

事故防止対策委員会、身体拘束廃止委員会、感染委員会、給食委員会など、施設全体の生活支援の安全性や人権尊重を重視するため、調査・検討及び実践する機関としてそれぞれの委員会を設置する。

(3) 職員研修

入居者の高齢化や重度化に対応するため、介護技術の向上や援助そのものに関する基礎的な知識や理解を深める必要がある。このため、全国社会福祉協議会及び山形県社会福祉協議会主催の研修会を中心とした外部研修への参加、並びに施設内部の研修を実施する。

(4) 非常災害対策

① 施設は、非常災害時には入居者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努める。

② 非常災害時その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関するBCP計画を作成し、入居者及び職員に対し、周知徹底を図るため、年2回以上避難、その他必要な訓練等を実施する。

- ③ 酒田市との協定により緊急避難を要する災害発生時、指定避難所での生活が困難と認められる要援護者を受け入れる福祉避難所を設置運営する。

(5) 地域交流計画

① 家族との交流

入居者と家族や親族との関係を断ち切ることなく継続していくことで、入居者の精神面での安定を図り、より良い生活支援を行うために施設と家族の意見交換の場として、随時相談を積極的に行う。また、入居者と家族や親族との交流の場として、施設行事への積極的な参加を呼びかける。

② 地域との交流

施設の社会化の一環として「地域への開放」を重要な役割の一つとして捉え、施設行事への地域の参加や地域住民や学校等の公共施設等の施設見学等を積極的に受け入れていく。また、施設入居後に地域との関係を維持していくことができるよう地域行事へも参加する。

③ ボランティアの受け入れ

施設の社会化の一環として「地域への開放」を重要な役割の一つとして捉え、ボランティアを地域住民の代表として積極的に受け入れ、活動の場を提供する。また、酒田市事業元気シニアボランティア活動を取り入れ支援の充実につなげる。

7 医療・看護・機能訓練の業務計画

(1) 医療・看護業務

入居者及びショートステイ利用者一人ひとりが健康で快適に過ごし、充実した生活が送れるよう個別対応に努める。

① 日常の健康管理と維持、心身の安定を図る。

ア 入居者一人ひとりの健康状態を把握し、個々の健康を管理する。

イ 把握した健康に関する情報を生活記録に記載し、他職種と入居者の健康情報を共有する。

ウ 日常生活の基本となる食事、排泄、睡眠等を円滑に整えるために、それぞれの状況を個々に把握し、個別の支援方法を工夫する。

エ 快適な生活環境を保つため、看護職員が中心となって室温、湿度、換気等の調節に心がける。

オ 健康生活相談を実施し、日常の生活や健康上の悩み等の話を聞き、生活意欲を高め、心身の安定を図れるように努める。

カ 様々な感染症の発症を未然に防ぐ感染予防や、発症時の蔓延防止を重点に置きマニュアルに沿った対応を行う。

② 疾病の早期発見

ア 健康に関する情報を基本に、他職種の協力を得ながら疾病の早期発見、治療に努める。

イ 嘱託医師の協力のもとに、慢性疾患の悪化予防と適宜保健指導に努める。

ウ 他職種の協力を得て、高齢者に多い排便障害、尿路感染症、脱水等の予防に努める。

エ 通入院については、嘱託医師の指導、助言の下に協力病院と連携し、適切に対応する。

オ 通院及び入院中の状況は、必要に応じて生活記録に記載し、個別援助の参考とする。

カ 口腔内の衛生及び歯科健康や治療を充実させる。

③ 日常生活動作（ADL）を維持し、日常生活に適応できるよう働きかける。

ア ユニットリーダー等とともに、入居者一人ひとりの障害に合わせた補助具（自助具）等を工夫し、入居者一人ひとりのADLを維持する。

イ 担当介護職員とともに、入居者一人ひとりの健康や障害者等のレベルに応じた施設内の環境整備を行う。

④ ショートステイ利用者の利用期間中における健康を管理する。

ア 初回の利用者については、事前に健康状態等の確認を行う。

イ 利用者の家族、保健・医療・福祉の各機関との連携を図りながら、利用者の状況把握に努める。

ウ 利用期間中の健康状態の把握に努め、状況に応じて適切な対応に努める。

エ 利用の終了にあたっては、家族に利用中の健康状態を伝え、在宅生活に関する助言等を行う。

(2) 機能訓練

① 機能訓練により生活を充実する。

ア 個別ケアプランに基づいた業務の実施。

専門性に基づいた個別対応に主眼をおき、入居者情報を他職種と共有し、入居者一人ひとりの身体状況の評価と、これに基づいた個別のプログラムの作成と個別対応に努める。

イ 廃用性障害を予防する。

長期間の安静、臥床による関節拘縮、筋萎縮をはじめとする機能低下を防ぐ。個人の状態に適した肢位保持の確保、介助方法の助言を行う。

ウ 残存機能を維持し、向上させる。

全身状態を含めた残存能力を評価し、日々の暮らしと上手に付き合えるような働きかけを行う。

エ QOLを向上する。

入居者のニーズにあった諸活動が充実してできるよう身体的、精神的な援助を行う。

オ 日常生活動作（ADL）を維持し、向上させる。

セルフケア、移動動作、コミュニケーション、日常生活関連動作という4つのADL面から入居者一人ひとりに適した自立訓練、支援を行う。

8 栄養・調理業務計画

(1) 業務方針

入居者の楽しみの一つであり、喜びである食事サービスを、ケアサービスの一環と認識し、生命の糧、健康保持のばかりではなく、心豊かな生活を送るための大切な役割も果たせるよう季節感あふれた美味しい食事を提供する。

また、ショートステイ利用者の食事についても、特養ホームと同様に実施する。なお、入居者については、栄養マネジメントに基づく栄養管理の充実を図り、栄養ケア計画書の作成管理を進める。

① 安全な食事の提供

衛生面には十分に配慮し食中毒を防ぎ、安心して食事ができるよう努める。

② 健康の維持と疾病の予防、治療

ア 施設の栄養所要量に基づく献立により、健康の維持を図る。

イ 嚥下障害により、食事摂取困難な入所者の食事に工夫を凝らし、量が少なくともバランスのとれた食事を提供する。

(2) 生活に豊かさと満足感を味わえるような食事の提供

① 入居者の食生活に変化を持たせるものとして、四季折々の行事を盛り込んだ行事食を、

メニュー内容はもとより、メッセージカードを添えるなど、視覚への演出も凝らし行う。

- ② 嗜好調査、残食調査を実施する。栄養士は、食事介助の補助等を行うなどして喫食状況を把握し、また入居者のニーズを収集し、食事内容や形態の個別対応を充実する。
- ③ 地域交流スペースを活用し、行事食の時などは特養入居者、ショートステイ利用者が集まって食事会を行い、普段とは違う雰囲気の中で交流を図れる場を設ける。
- ④ 機能訓練も兼ねて手作りおやつ等を行い、食べるだけでなく作る楽しみや、達成感を感じられるよう取り組む。

9 職員の配置状況

(1) 特別養護老人ホームあずま

No.	職名	氏名	常勤/ 非常勤	専任/ 兼任	資格等	備考
1	管理者(兼) 生活相談員	佐藤 崇	常	兼	社会福祉主事、 介護福祉士	ショート管理者と 生活相談員兼務
2	医師	矢島 恭一	非	兼	医師	ショート医師と兼務
3	介護支援専門員	若木 吉実	常	専	介護支援専門員	
4	生活相談員	宇佐美輝子	常	兼	社会福祉主事	ショート生活相談員・ 本部事務員と兼務
5	管理栄養士	高橋あすか	常	兼	管理栄養士	ショート管理栄養士と兼務
6	看護師(兼) 機能訓練指導員	伊藤 結美	常	兼	准看護師	ショート看護師と 機能訓練指導員兼務
7	看護師(兼) 機能訓練指導員	朝井真由美	非	兼	看護師	ショート看護師と 機能訓練指導員兼務
8	介護職員	斎藤 真澄	常	専		あさひ
9	介護職員	阿部 若菜	常	専	介護福祉士	あさひ
10	介護職員	佐々木由香	常	専	介護福祉士	あさひ
11	介護職員	櫛引由紀子	常	専	介護福祉士	あさひ
12	介護職員	本間 孝史	常	専	介護福祉士	あさひ
13	介護職員	相蘇真由美	常	専	介護福祉士	たかお
14	介護職員	阿部 明美	常	専	介護福祉士	たかお
15	介護職員	池田 美和	常	専	介護福祉士	たかお
16	介護職員	佐藤 奈央	常	専	介護福祉士	たかお
17	介護職員	佐藤 明	常	専		たかお
18	介護職員	仲鉢 彩子	常	専	介護福祉士	たかお
19	介護職員	鈴木 央	常	専	介護福祉士	おおもり(介護主任)
20	介護職員	阿部 夢奈	常	専	介護福祉士	おおもり
21	介護職員	山口 睦美	常	専	介護福祉士	おおもり
22	介護職員	平向まどか	常	専	介護福祉士	おおもり
23	介護職員	大瀧 玲子	常	専	介護福祉士	おおもり
24	介護職員(パート)	堀 祐子	非	専		
25	夜間宿直員	前田 紋一	非	兼		ショート夜間宿直員と兼 務
26	夜間宿直員	齋藤 光正	非	兼		ショート夜間宿直員と兼 務
27	日勤業務員(パート)	阿部とくみ	非	兼		ショート業務員と兼務

(2) ショートステイあずま

No.	職名	氏名	常勤/ 非常勤	専任/ 兼任	資格等	備考
1	管理者(兼) 生活相談員	佐藤 崇	常	兼	社会福祉主事、 介護福祉士	特養管理者と 生活相談員兼務
2	医師	矢島 恭一	非	兼	医師	特養医師と兼務
3	看護師(兼) 機能訓練指導員	伊藤 結美	常	兼	准看護師	特養看護師と 機能訓練指導員兼務
4	看護師(兼) 機能訓練指導員	朝井真由美	非	兼	看護師	特養看護師と 機能訓練指導員兼務
5	生活相談員	宇佐美輝子	常	兼	社会福祉主事	特養生活相談員・ 本部事務員と兼務
6	管理栄養士	高橋あすか	常	兼	管理栄養士	特養管理栄養士と兼務
7	介護職員	田中 宏樹	常	専	介護福祉士	
8	介護職員	伊藤 恵美	常	専	介護福祉士	
9	介護職員	佐々木 桂	常	専	介護福祉士	
10	介護職員	高橋ひとみ	常	専	介護福祉士	
11	介護職員	大井まどか	常	専	介護福祉士	
12	介護職員	後藤 優希	常	専		
13	夜間宿直員	前田 紋一	非	兼		特養夜間宿直員と兼務
14	夜間宿直員	齋藤 光正	非	兼		特養夜間宿直員と兼務
15	日勤業務員 (パート)	阿部とくみ	非	兼		特養業務員と兼務

令和7年度 地域包括支援センターひがし事業計画

1 事業の目的

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにするためには、できるだけ要介護状態にならないような予防対策から高齢者の状態に応じた介護サービスや医療サービスまで、さまざまなサービスを高齢者の状態の変化に応じ切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの実現が必要である。このため、地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中核機関として地域トータルコーディネートの構築を目的とする。

酒田市総合計画に基づいた日常生活圏域の見直しに伴い、中学校区を基本とした新圏域となり、1圏域を2つの包括支援センターが従前のエリアを担当し両法人、包括支援センターで協力し合う体制をもって、地域住民の支援低下にならないよう、関係機関、市等と情報交換・検討を行い、高齢者、その家族を支える新たな仕組み作りに取り組んでいく。

2 受託事業

社会福祉法人東平田福祉会は、酒田市の委託を受け地域包括支援センターを設置し、これを運営する。

3 利用対象者

利用対象者は、概ね65歳以上の身体が虚弱、閉じこもり、認知症等のため日常生活を営むのに支障がある者、またはこれらの者を抱える家族等、及び介護予防の観点から支援を必要とする概ね65歳以上の者、またはこれらの者を抱える家族等とする。

4 事業内容

- (1) 総合相談事業
- (2) 地域包括ケア推進事業

5 重点方針

- (1) 医療・介護等の多職種が協働し、課題解決と自立支援に資するケアマネジメント力を高める地域ケア会議の推進
- (2) 第2層生活支援コーディネーターが中心となり、多様な主体等が提供する生活支援サービスの体制会議の推進
- (3) 認知症初期集中支援チームとの協働、認知症地域支援推進員が中心になり、認知症の人と家族を地域全体で支える体制づくり、認知症の予防への取り組み等認知症施策の推進
- (4) 住民主体の通いの場を通して介護予防の充実と居場所づくり、生きがい・役割づくりの推進
- (5) 感染症や災害への対応力強化

BCP（事業継続計画）を一層の現実的な計画とするため、研修やシミュレーション等の訓練の結果を反映させ、また、情報の収集、各機関との連携を図り、見直しを行う。

6 業務内容

(1) 基本業務

- ① 高齢者または家族に対応する高齢者総合相談・支援業務（介護保険対象外のサービスも含む）
 - ア 地域におけるネットワークの構築の推進 関係機関（自治会長、民生委員等）との連携
 - ・地域ケア会議の開催 個別地域ケア会議 地域のネットワーク構築の推進 地域のケアマネジメント支援
 - ・地域課題の把握、整理（生活圏域の社会資源ガイドブックの活用等）
 - ・自立支援型地域ケア会議への参加
 - イ 実態把握業務 高齢者の把握、個別訪問（定期訪問、75歳実態把握、要援護者台帳整備・介護認定を受けているが、サービス未利用者、単身、老夫婦世帯把握の強化）
 - ウ 総合相談業務 相談受付時の初期対応と継続的、専門的な相談支援 ヤングケアラー、セルフネグレクトの早期発見と関係機関との連携支援
 - エ 認知症高齢者に対する総合的支援 認知症初期集中支援チームとの協働 認知症地域支援推進員配置 安心おかえり登録・見守りシール周知と手続き 認知症カフェ（酒田市主催開催協力、法人の認知症カフェ月1回開催） 認知症に関する情報の普及啓発（自治会で認知症サポーター養成講座開催 軽度認知障害MC I 理解と予防を地域に広めていく）チームオレンジ創設に向けて、協働の取り組み
- ② 高齢者に対する虐待の防止、早期発見等権利擁護業務
 - ア 成年後見制度の普及啓発 日常生活自立支援とインフォーマルサービスの活用
 - イ 老人福祉施設への措置の支援
 - ウ 高齢者虐待の防止及び対応
 - エ 困難事例、重層的支援等への対応
 - オ 消費者被害の防止及び対応
- ③ 困難ケースへの対応における介護支援専門員への支援等包括的、継続的ケアマネジメント業務
 - ア 包括的、継続的なケア体制の構築（包括・居宅連絡会）
 - イ 地域における介護支援専門員同士のネットワーク構築や実践力向上（圏域内研修年1回開催）
 - ウ 日常的個別相談、指導、助言、個々の介護支援専門員へのサポート
 - エ 支援困難事例への指導、助言 事例検討会の開催
 - オ 医療と介護の連携構築支援
 - カ 利用者家族へのサポート（家族会年1～2回開催）
- ④ 地域支援事業及び介護予防給付に関する介護予防ケアマネジメント業務

- ア 要支援認定者、総合事業対象者に対する援助
- イ 一般介護予防事業すこやかマスターズの紹介と受付
- ウ 地域性に応じた居場所・健康づくり（自治会サロン、いきいき百歳体操の立ち上げ・継続支援）
- エ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の実施
- オ 東平田コミセンでのロコモ予防教室「まめでくらそう会」継続支援
- カ 東平田健康塾 通所型サービスBへの継続支援
- キ 北平田通所サービスBへの立ち上げ支援

(2) 地域包括ケア推進

- ア 生活支援・介護予防の基盤整備に向けての取り組み
- イ 第2層生活支援コーディネーター、地域関係機関、酒田市生活支援体制整備推進協議会との連携・協働
- ウ 地域で支え合う仕組み等の資源開発（地域に不足するサービスの創出、サービスの担い手の養成、高齢者自らが担い手として活動する場や男性が役割を持ち活躍する場の確保）明日の北平田を考える会への協力
- エ 関係機関とのネットワーク構築（情報の共有、サービス提供主体の活動とのマッチング等）

(3) 同じ圏域となる包括同士の情報共有を図り、協力体制の構築を図る

- ア 定例会（年6回）にて現状や課題、支援困難ケース、今後の活動内容等の報告、検討、共有
- イ 圏域内介護支援専門員ブロック研修の協働開催
- ウ LINEワークスの導入を検討

(4) 地域密着型サービス事業所との連携

(5) 全体会議年6回 センター長会議年6回 課題別、職種別会議等適宜の開催 センター内包括ミーティング定期的開催

(6) 法人内において、虐待防止検討委員会、感染対策委員会、事故対策委員会を定期的に開催し、原因究明と再発防止の体制構築

7 利用料金

自己負担なし。

8 事業実施日

祝祭日、年末年始を除く月曜日から金曜日まで（午前8時30分から午後5時15分）

（ただし、時間外は携帯電話への自動転送。夜間、休日の緊急時または希望時の対応可。）

9 事業の実施地域

酒田市7圏域（東平田、中平田、北平田）

10 職員配置状況

職名	氏名	資格	常勤/ 非常勤	専任/ 兼任	備考
センター長兼 保健師等	菅原恵里奈	看護師	常勤	専任	
社会福祉士等	児玉明日香	社会福祉士	常勤	専任	
第2層生活支援 コーディネーター	渡部 匠	主任介護支援専門員	常勤	兼任	

11 法令順守

- (1) 介護保険法令、職員倫理、行動規範を遵守し、東平田福祉会職員としての自覚を持ち、個人情報の保護に関する基本方針に従い、適切な対応をする。